



広報

2023 December No.377

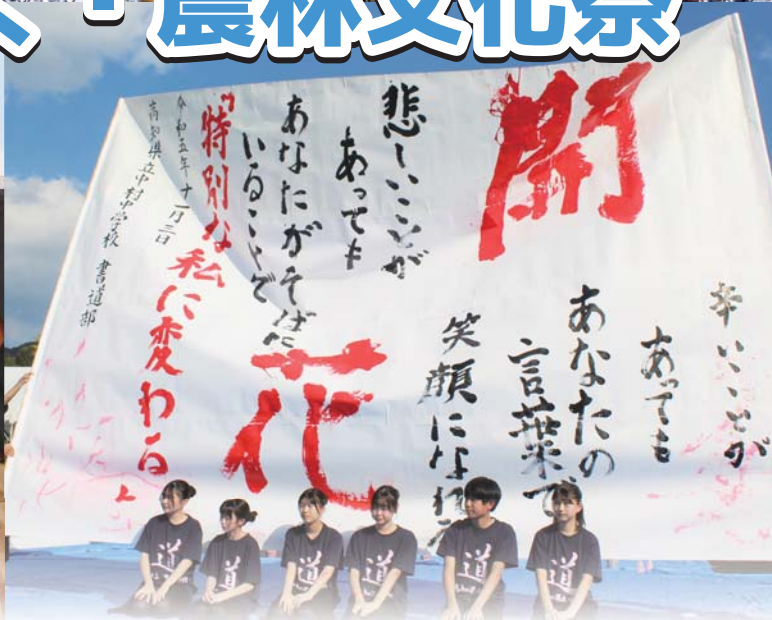
# みはら



オミナエシ



## 三原村どぶろく・農林文化祭



### 村税納付

#### 期限のおしらせ

- 固定資産税 第3期 令和5年12月25日
  - 国保税 第6期 令和5年12月25日
  - 国保税 第7期 令和6年1月31日
  - 村県民税 第4期 令和6年1月31日
- よろしくお願ひします。

# 12

人口と世帯数 | 総人口：1,415人 | 男：695人 | 女：720人 | 世帯数：743世帯

(令和5年10月31日現在)

# 議会だより

令和5年12月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

## 9月定例会

- 村長行政報告 ..... ①ページ
- 一般質問 ..... ①ページ
- 議案審議 ..... ②ページ
- 議案の賛否一覧 ..... ④ページ

## 10月臨時会

- 議案審議 ..... ⑤ページ
- 議案の賛否一覧 ..... ⑥ページ
- 委員会の動き ..... ⑥ページ

### 村長行政報告

6月1日から3日にかけて発生しました梅雨前線豪雨及び台風2号の災害査定の結果、道路災害3件で4百88万3千円、河川災害6件で4千2百5万2千円、合わせて9件で4千6百93万5千円と決定しました。高知県立大との連携事業により8月28日から9月1日までの間、5人の大学生により小中学校で学習支援などを行いました。新型コロナウイルスの秋接種につきましては、9月下旬の開始予定で準備を進めております。特定健診、基本健診及び各種がん検診を10月、農業構造改善センターで実施いたします。8月15日に開催した第40回みはら祭は、4年ぶりの通常開催として実施し、来場者の数はおよそ1千5百人を超えていたと思われると思います。またご寄付などにつきましても、主に花火に充てさせていただきました。

### 一般質問



質問 浅井 大徳  
農業振興(稲作)について

村長が村の基幹産業として重要施策課題の一つである三原米について、昨年より今年また広がった生薑の生産に対して、村としては個人同士の契約である為、直接食い止める事は出来ないが、それに代わる対策を検討していく必要があるとの事でしたが、何らかの検討を行い対策は出来たのか。今年度、米一袋に対して一千円の補助金があるが、それが対策なのか伺う。

答弁 田野村長

生薑の生産が広がっている事は、大変苦慮しているところですが、今年、米一袋に対して一千円の補助金につきましては、農家の負担軽減

減及び農業経営継続を目的としたもので、その対策の一部には入ってこようかとはいえますが、昨年度より他にもいくつかの案を協議してまいりましたが、公平性などを考慮して検討しているところです。

質問 浅井 大徳

三原村の米作り農家、後継者について村内全域で深刻な問題があり、人手、後継者不足については、今後は、村として考えていかなければならない重要課題と考えます。それに対して村として何らかの施策を考えているのか。

また、高齢のために農業が出来なくなったり、耕作放棄地や後継者不足の問題などで稲作農地を守っていく上で、各地区で農地を守りお米を守ろうとしてくれている、集落営農組織が立ち上がっていますが、その組織に対して現在、国、県の支援策がありますが、それと違った村独自の支援策を考えているのか伺う。

**答弁** 田野村長

人口減少や米価低迷により後継者について危機感を感じているところ。村としては、支援策など何らかの施策を必要不可欠と考え、検討をしています。今後、農地が利用されやすくなるよう農地の集約化などに向けた取り組みも進めているところ。です。

集落営農組織の国、県と違った支援策については、令和五年度より村単独事業で、農業者農業用機械導入支援事業費補助金により、集落営農組織または農業生産組合、農作業受託組合、農業法人などに対して補助率を五分の二以内とし、百万円を上限として補助しております。

**質問** 浅井 大徳

現在、九名の方々が三原米ブランド化研究会として特別栽培米水源のしずくの水産にご尽力いただいております。ブランド化米の水源のしずくに対してどのような支援策をしてきたのか。今後はどんな支援策を

考えているのか伺いたい。

**答弁** 田野村長

県産米ブランド化推進事業補助金として、県二分の一、村二分の一を、令和元年から令和三年まで行った。今後の支援策について、県の産業振興計画の中でアクションプランなどを構えるよう県と協議し進めていき、また組織の強化育成を図ってまいりたいと考えています。



**質問** 中平 直明

**三原村農業公社  
経営改善について**

三原村農業公社で行われている事業は、水稲の播種事業、農機具のリース、委託作業事業、プロッコリーの植え付け委託事業、ユズの選果事業、ユズ製品加工、搾汁事業、後継者育成研修事業、ユズ栽培事業で、これに

対し、赤字になっている状態が見られる。今後このような事について改善をしていくのか問う。

**答弁** 田野村長

赤字の原因としては、最も大きいのはユズの収穫量が少ない事が影響されていると考えます。今年度は表年で一昨年の収穫量と見込んでおり、この赤字幅は改善されると考えております。

令和3年度から2ヶ年、経営の健全化に向けて公社内で改善策を講じ、先ほどのように決算の上でも成果が出て来るものと思えます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やウクライナ紛争の勃発などにより、改善努力に水を差す事態となっており、企業努力以外の外的要因など激動する諸情勢を考慮し、経営安定のために支援しなければならぬとの思いで、行政も公社と一緒に考えて健全化に向けて考えておるところであります。

**質問** 中平 直明

このユズの生産加工品、ユズ栽培事業。この辺に一番赤字が出ているように思われる。色んな事業の中で赤字の部分を削減するという部署も必要になってくるのではないかと。

生産量に対しての労務費の多さが見受けられる。それと後、栽培量と一番重要なのが、ユズの場合青果率の問題です。

これらの内容の件に対して伺う。

**答弁** 田野村長

三原村で取れたユズを使って、加工した商品を生っていくべき。三原村を営業出来る事がありますので、加工について、今のところどこを削減とか、どここの事業形態をカットしていくという事は、検討の部類に入るかなと思っています。

農業公社は収益団体ではないので、赤字になる事は控えないと、村が支援しないといけませんので、それは絶対的に対応しなければならぬ事ですけれども

**議案審議**

三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

**補足説明** 大塚総務課長

片道5キロ未満を4千円に、片道5キロ以上10キロ未満を6千2百円に、片道10キロ以上15キロ未満を9千1百円に改め次のように加える。片道15キロ以上20キロ未満は1万円、片道20キロ以上25キロ未満は1万2千9百円、片道25キロ以上は1万5千8百円に改正する。

そして、三原村の区域外

から通勤する職員にあっては区域内から通勤する時の最高額を超えて支給する事は出来ないものとする規定されているが、村の区域外も一部通勤区分を追加する事になる事から削除するものである。

質疑 杉本 龍司

村長が以前から2千人構想を打ち出して、人口は1千5百人切るような状況の中、この条例改正が逆行している見方も出来る。それに対する何らかの対策、政策を構築しているのかどうか。村外から通勤する事により災害時の危機管理体制はどのように構築していくか。

答弁 大塚総務課長

村内に居住する職員については通常より増額という形で提案させてもらっている。災害の危機管理の部分については、特に台風など予測出来る部分については、村外からの職員も村内で宿泊するような形もこれまででも取っており、30分以内の通勤距離という事での位置付けとして今回提案さ

せていただいた。

令和4年度三原村一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

決算概要についての補足説明  
内閣会計管理者

全会計で歳入31億2千2百92万9千7百29円、歳出29億8千7百73万6千9百85円です。

全会計で収入未済額、9千5百57万7千1百93円で繰越事業分を除くと3千9百50万7千1百93円で、前年度より1千4百11万3千1百38円増加している。年度末の全会計の基金の現在額は、26億2千1百14万9千62円で、貸付残額1億3千5百65万2千76円で、差引運用残額は、24億8千5百49万6千9百86円です。

令和4年度三原村一般会計歳入歳出決算の認定について

質疑 沖 憲二

主要事業成果については

再三再四、議員の方から書いてくれという依頼があったと思われるが、今回書かれていない理由と、今後どうするかお聞かせ願いたい。

答弁 田野村長

言われる通りですので、ここはしっかりと指摘して修正さすように努力はいたします。担当課とも話をしております。

令和5年度

三原村一般会計

歳入歳出補正予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億3千9百1千円とする。

補足説明 東地域振興課長

地域振興総務費、維持補修費9万4千円。

質疑 杉本 龍司

農泊交流施設の外壁補修事業との事です。設計、施工業者と協議して問題がないとの答弁をもらっているが、予算が発生している。完

成検査製品検査の要綱をどのようにして問題がないと認識したのか問う。

答弁 東地域振興課長

設計業者と村とで管理、協議をして、景観を重視した木材を使用している。施工業者も設計書契約書を基に建築しており、検査も設計書通りに施工されておりますので、合格の判断をしております。

質疑 杉本 龍司

設計書通りでありながら今回、釘板の剥離だけの問題ではない。

一番重要視してきた事は、外壁が木の収縮により隙間が出来て雨水が侵入する可能性、恐れがあるのは、製品の問題だと思える。防水に関しては、大々的な張替えの予算等が発生することに対しての対策協議はどのようになっているのか。

答弁 東地域振興課長

景観を重視したための施工方法設計でしたので、設計業者に確認したところ建物に人の出入りがなければ進行は早いとの話も伺っている。簡易な形で修繕して

も、雨水が入らないとは限りませんので施設開業となれば議会に協議の場が必要と考えている。

質疑 新谷 和幸

9万4千円の補修工事はその部分をどういう形で補修するのか。

答弁 東地域振興課長

木材の反りが出ている所を全て釘で抑え込む予定です。

質疑 新谷 和幸

暫定的な処置で、こんな予算を組んできて大丈夫なのか。

答弁 東地域振興課長

修繕を行い、雨水等が入ってこない確認が出来れば、そのままと考えている。

修正動議 杉本 龍司

維持補修費9万4千円を減額する。

趣旨説明

施工に問題があると幾度となく指摘を行いました。設計者側、施工者側にも問題はありませんと答弁で

あつた。問題がない事業に  
対して補修事業費が出ると  
いう事は、既成事実問題が  
起きていると解釈します。  
それに対する執行部からの  
調査等の説明が何一つな  
く、議会の調査権も何もな  
い状況であると、私は認識  
し修正いたします。

**修正案に対する質疑**

質疑 沖 憲二

今問題とされている外壁  
をどうするかという結論に  
至っていない。そこはどう  
考えるか。

答弁 杉本 龍司

その部分の責任の問題と  
いうものが、度々答弁の中  
で瑕疵担保責任が2年間で  
あり施工者側へ要求するこ  
とはできない。行政として、  
監督責任の問題等、適正に  
行われていない可能性があ  
る。私はこのような事が2  
度と起こらないように調査  
をし、設計施工、製品管理に  
対しても必要性を訴える事  
で質疑をしたが明確な答弁  
はもらえてない。村民の税  
金で修繕をする訳にはいき  
ません。

**質疑 沖 憲二**

要約すると悪いところは  
誰なのか、責任分担は誰な  
のか、明確にして、その方に  
金額支払ってもらおう、そう  
いう事ですか。

答弁 杉本 龍司

既成事実が発生した。瑕  
疵担保責任が2年という話  
ではなく施工者側に相談し  
て村民の負担にならない方  
法で解決する。していく努  
力を村長もしてください。  
村民の一般財源からの捻出  
という事は、理解できませ  
ん。

**修正案に対する討論**

反対討論 沖 憲二

責任の所在をはつきりし  
て役場が悪いかどうか、そ  
の悪いところが、その費用  
を負担する。要するに、税金  
は使わないでと判断しまし  
た。問題は起きています。今  
回この予算で修繕するべき  
だと思ふ。責任追及するな  
ら、その後を追及して、その  
所在を明らかにする。それ  
が適切な処置だと思ふ。

**賛成討論 新谷 和幸**

本施設進入路の裁判の見  
通しもまだつかない中で、  
今回の補修工事では、今後  
新たな追加補償も考えられ  
るので今回の事件の原因を  
調べて、今後このような事  
が起らないような調査の  
必要があると思ふ。

**採決**

賛成3名、反対4名で修  
正案は否決された。

三原村固定資産評価審査委  
員の選任

**住所**

氏名 中内 昭子

任期 令和5年12月21日から  
令和8年12月20日まで

人権擁護委員の候補者の推  
薦

**住所**

氏名 山岡 美佐代

**令和5年 第4回定例会(9月)の議案の賛否一覧**

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案 番号	議案名	氏名	山岡	中平	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	可否
第34号	三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
認定 第1号	令和4年度三原村一般会計歳入歳出決算の認定について(歳入総額2,290,642,776円、歳出総額2,165,252,951円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
認定 第2号	令和4年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について(歳入総額207,191,418円、歳出総額207,191,418円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
認定 第3号	令和4年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について(歳入総額37,711,641円、歳出総額37,711,641円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
認定 第4号	令和4年度三原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について(歳入総額275,299,480円、歳出総額268,625,566円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可

議案番号	議案名	氏名	山岡	中平	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	可否
認定第5号	令和4年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について(歳入総額176,528,308円、歳出総額176,528,308円)		○	○	○	○	○	○	○	-	可
認定第6号	令和4年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について(歳入総額47,769,012円、歳出総額47,769,012円)		○	○	○	○	○	○	○	-	可
認定第7号	令和4年度三原村土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について(歳入総額17,000円、歳出総額17,000円)		○	○	○	○	○	○	○	-	可
認定第8号	令和4年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(歳入総額34,314,295円、歳出総額33,899,295円)		○	○	○	○	○	○	○	-	可
認定第9号	令和4年度三原村電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について(歳入総額53,455,799円、歳出総額50,741,794円)		○	○	○	○	○	○	○	-	可
第35号	令和5年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて(51,864千円増額)		○	×	×	○	×	○	○	-	可
第36号	令和5年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて(増減なし)		○	○	○	○	○	○	○	-	可
第37号	令和5年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて(6,746千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	-	可
同意第11号	三原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	-	同
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について		○	○	○	○	○	○	○	-	可

令和5年 第五回臨時議会  
**議案審議**

工事請負契約の変更契約の締結

**補足説明** 沢良木住民課長

請負金額の増額2百57万4千円

変更前6千7百12万2千円  
変更後6千9百69万6千円

変更理由は宮ノ川集会所  
新築工事において、竹の処分費及び運搬費の増額、駐車場の舗装強度及び地盤強化を図るための施工変更による増額。

**質疑** 新谷 和幸  
工期は今月末だと認識しているが、なぜ時間のない時期の臨時議会開会なのか。

**答弁** 沢良木住民課長  
集会所を建築していく中で様々な変更が生じているところで、その都度設計業者、工事請負業者、村の担当部署と必要な変更であると、最終的にこの議会で

更の議決をお願いするところですが。

**質疑** 杉本 龍司

予算にないものに対して事前着手にあたらぬか。

**答弁** 大塚総務課長

公共工事の品質確保の推進に関する法律また設計変更ガイドラインによると、事前着手とはなりません。

**質疑** 杉本 龍司

変更が生じた時、その時点で補正変更なり出来ぬか。

**答弁** 沢良木住民課長

今後は工事を進めるにあたって変更が生じてきた場合は、総務委員会等で協議をしながら進めていきたい。

令和5年度  
三原村一般会計  
歳入歳出補正予算

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千3百1万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1千6百91万3千円とする。

**補足説明** 近森農林業建設課長

農業振興費の負担金補助及び交付金1千2百万円増額。三原村ユズ産地化推進事業で農業公社運営について、民間金融業者に借入を行っていたが限界があるため補助を行うもの。

**質疑** 杉本 龍司

公社の経営改善計画の中で補助が必要になった趣旨説明を伺う。

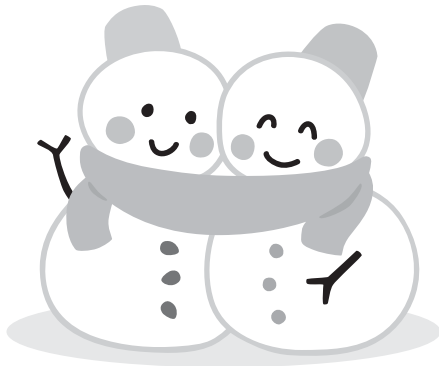
**答弁** 矢野副村長

昨年の収量が予定より少なかった部分、搾汁部分の在庫も年度当初で切れております。そんな中、外部作業受託等々を拡大しながら経営していく当初の計画でしたが、資材の高騰、電気代の高騰と色々な部分で経営が難しいところになっていきます。長期の資金計画を立て、再度見直したところ、上半期、四半期で資金ショートという部分が明確になっていたので、市中銀行から長期の借入だと高利の利子も発生するところで、建て直しにあと一步というところまで来ている中で今回足り

ない部分の1千2百万の支援を議会から認められております5年間の補助金の枠の中での運用、前倒しでお願いしたいという事です。

**公益財団法人三原村農業公社に関する調査特別委員会の設置**

農業公社の経営の改善について議員7名で構成する調査特別委員会を設置し調査することに決定。  
委員長 杉本 龍司  
副委員長 中平 直明



**令和5年 第5回臨時会(10月)の議案の賛否一覧**

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:-

議案番号	議案名	氏名	山岡	中平	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	可否
第38号	工事請負契約の変更契約の締結について		○	○	○	○	○	○	○	-	可
第39号	令和5年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて		○	○	○	○	○	○	○	-	可

**委員会の動き(7月~11月)**

**総務常任委員会**

- 8月28日
  - ◎職員の給与条例の一部改正について他
- 9月4日
  - ◎9月議会対応について
- 9月22日
  - ◎農業公社の件について
  - ◎意見書等の取り扱いについて
- 9月27日
  - ◎保小中訪問
- 10月10日
  - ◎公益財団法人三原村農業公社の件について



**議会運営委員会**

- 9月4日
  - ◎9月議会対応で日程等調整。

**広報委員会**

- 10月30日
  - ◎9月定例会等の広報編集

**風力発電事業に関する調査特別委員会**

- 7月18日
  - ◎今ノ山風力発電事業に関する現状報告

**公益財団法人三原村農業公社に関する調査特別委員会**

- 11月15日
  - ◎農業公社の今後の経営改善について

# オンラインでの**確定申告**や**年末調整**に使える **社会保険料（国民年金保険料）控除証明書**を **マイナポータル**で受け取れます！

**簡単！**  
**便利！**

書面でお届けしている控除証明書は、マイナポータルにおいて電子データで受け取ることが可能です。受け取った電子データは、e-Tax<sup>※1</sup>での確定申告等で利用できます。

※1 国税に関する各種手続きを、インターネットを利用して電子的に行えるシステム。

STEP 1

## マイナポータルとねんきんネットの連携

- ・マイナポータルとねんきんネットの連携手続きを行う必要があります。連携手続きがお済みでない方は裏面をご確認ください。

STEP 2

## ねんきんネットで電子送付希望の登録

- ・マイナポータルからねんきんネットにログインし、**10月中旬頃までに電子送付希望の登録**をしてください。<sup>※2</sup>

※2 「電子送付する」と登録した場合、書面の控除証明書は郵送されなくなります。10月上旬以降に登録を行った場合、書面の控除証明書が届くことがあります。お早めにご登録ください。

令和4年度は、マイナポータルからねんきんネットをご利用いただいたすべての方に対して電子送付を行いました。令和5年度からは、電子送付希望を登録された方に対してのみ、毎年電子送付を行います。

STEP 3

## マイナポータルで電子データの受け取り

- ・**10月下旬頃**に当年分の控除証明書の電子データがマイナポータルの「お知らせ」が届きます。<sup>※3</sup>
- ・一度登録することで、**毎年電子データ**で受け取れます。<sup>※4</sup>

※3 上記の期間に電子データを受け取れなかった方も、ねんきんネットからの再交付申請を行うことで、電子データを受け取れます。

※4 控除証明書の内容については、ねんきんネットの「通知書を確認する」からご確認ください。

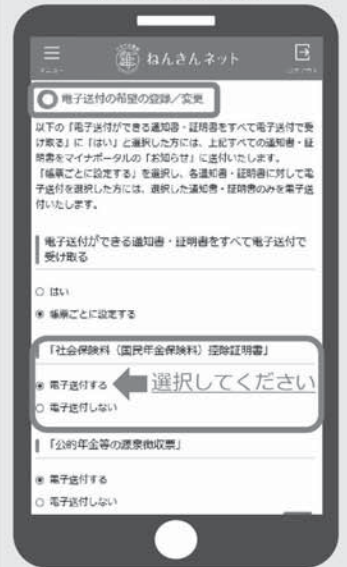
STEP 4

## e-Taxでの確定申告等に利用<sup>※5</sup>

- ・国税庁のホームページから「**確定申告書等作成コーナー**」を開き、**e-Taxでの確定申告**を行ってください。
- ・マイナポータル連携を利用して、控除証明書の内容を簡単に**取り込み**、確定申告書に**自動入力**されます。

※5 勤務先が年末調整の電子化に対応している場合には、年末調整で控除証明書の電子データを利用することができます。

(STEP 2) 登録



(STEP 3) 受け取り



利用方法等の詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu\\_kojin.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html)





# あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で

「マイナポータル」と「ねんきんネット」を連携する際は、  
スマートフォンとマイナンバーカードをご用意ください！

お手元にご用意ください

※事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールするようお願いします。

①マイナンバーカード



②数字4桁のパスワード

(例) 1 2 3 4

※マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード」

## STEP1：マイナポータルの利用者登録



←マイナポータルはこちら  
<https://myna.go.jp>

- ① マイナポータルのトップ画面右上の「ログイン」を選択。
- ② 開いた画面で「ログイン」を選択。
- ③ ご自身で設定した数字4桁のパスワードを入力の上、スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る。
- ④ 画面の案内に従い入力・選択。

→ マイナポータルの利用者登録およびログインが完了



## STEP2：マイナポータルからねんきんネットへの連携手続き

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「注目の情報」欄にある「年金記録・見込額を見る（ねんきんネット）」を選択。
- ② 「連携に同意する」をチェックし、「ねんきんネットと連携」を選択。
- ③ 「メールアドレスの登録/変更」からメールアドレスを入力。

→ マイナポータルとねんきんネットの連携が完了



スマートフォンやパソコンで、  
年金記録や年金見込額を手軽に確認することができます！

### 年金記録を確認できる

- ご自身の国民年金の記録や、お勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額等が確認できます。
- 持ち主のわからない年金記録も検索できます。(亡くなられた方の記録も含みます)

### 将来の年金見込額を試算できる

- 働きながら年金を受け取る場合や、年金の受給開始を遅らせる場合などさまざまな条件に合わせた試算ができます。

### 再交付申請がいつでもできる

- 年金振込通知書や年金額改定通知書などの各種通知書の再交付申請ができます。

## ねんきんネットの操作にお困りの場合

※マイナポータルに関する内容については、マイナポータルの「よくあるご質問」を参照してください。

■詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



0570-058-555

受付時間

月曜日 : 午前8時30分～午後7時00分  
火曜日～金曜日 : 午前8時30分～午後5時15分  
第2土曜日 : 午前9時30分～午後4時00分  
※休日、祝日(第2土曜日は除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

050から始める電話でおかけになる場合は  
03-6700-1144

# 令和4年度会計別決算のまとめ

(単位：円)

区分	収入済額		支出済額	
	金額	収入率 (%)	金額	執行率 (%)
一般会計	2,290,642,776	97.7	2,165,252,951	92.4
特別会計	国民健康保険	207,191,418	207,191,418	94.5
	診療所	37,711,641	37,711,641	92.4
	介護保険	275,299,480	268,625,566	96.7
	簡易水道	176,528,308	176,528,308	97.0
	農業集落排水	47,769,012	47,769,012	94.8
	土地取得	17,000	17,000	17.0
	後期高齢者	34,314,295	33,899,295	95.3
	電気事業	53,455,799	50,741,794	97.8
合計	3,122,929,729	97.5	2,987,736,985	93.3

区分	令和5年度への繰越事業費繰越財源	実質収支額	左のうち基金に繰入れる額	令和5年度へ繰り越して使用できる額	
一般会計	9,186,000	116,203,825	60,000,000	56,203,825	
特別会計	国民健康保険	0	0	0	
	診療所	0	0	0	
	介護保険	0	6,673,914	0	6,673,914
	簡易水道	0	0	0	0
	農業集落排水	0	0	0	0
	土地取得	0	0	0	0
	後期高齢者	0	415,000	0	415,000
	電気事業	0	2,714,005	0	2,714,005
合計	9,186,000	126,006,744	60,000,000	66,006,744	

## 村には土地や建物の他に次のような種類の財産があります

(単位：千円)

	基金名	金額		基金名	金額
	積立基金	1. 財政調整基金			定額運用基金
普通会計		1,260,874	2. 奨学資金貸与基金	10,000	
国保特別会計		6,813	3. 高額療養費貸付基金	1,000	
診療所特別会計		56,582	4. 農産物価格安定基金等	9,227	
小計		1,324,269	5. 生活排水浄化推進基金	15,000	
2. 減債基金		264,103	小計	70,812	
3. 特定目的基金					
むらおこし基金		491,856			
地域開発基金		115,834			
地域福祉基金等		134,486			
小計		742,176			
4. その他基金		219,789			
			合計	2,621,149	

# 令和4年度末 収入未済額の一覧表

(単位：円)

項目	滞納繰越額	今年新たに増えた滞納額	欠損処分額	実質滞納額	対前年度比較		
					R3年度末	増減額	
村税	個人村民税	124,225	107,289	0	231,514	345,509	△ 113,995
	固定資産税	479,600	246,700	62,100	664,200	1,021,380	△ 357,180
	軽自動車税	298,900	28,100	88,900	238,100	488,300	△ 250,200
	国保税(医療分)	182,054	137,446	0	319,500	316,020	3,480
	国保税(介護納付金分)	18,689	13,463	0	32,152	32,441	△ 289
	国保税(後期高齢者分)	74,258	56,891	0	131,149	128,902	2,247
	村税の計	1,177,726	589,889	151,000	1,616,615	2,332,552	△ 715,937
分担金	土木費分担金	0	0	0	0	149,553	△ 149,553
	計	0	0	0	0	149,553	△ 149,553
負担金	学校給食費	293,249	96,840	0	390,089	293,249	96,840
	計	293,249	96,840	0	390,089	293,249	96,840
使用料	住宅使用料	2,503,875	137,700	0	2,641,575	2,581,075	60,500
	計	2,503,875	137,700	0	2,641,575	2,581,075	60,500
財産収入	建物貸付収入(過年度分)	40,000	0	0	40,000	40,000	0
	計	40,000	0	0	40,000	40,000	0
諸収入	貸付金元利収入	15,000,000	15,000,000	0	30,000,000	15,000,000	15,000,000
	計	15,000,000	15,000,000	0	30,000,000	15,000,000	15,000,000
簡水	水道使用料	3,799,616	193,945	0	3,993,561	4,029,634	△ 36,073
農集	集落排水処理施設使用料	98,772	6,281	0	105,053	100,092	4,961
介護	保険料	658,500	56,100	9,600	705,000	851,800	△ 146,800
	督促手数料	14,400	1,100	200	15,300	16,100	△ 800
	計	672,900	57,200	9,800	720,300	867,900	△ 147,600
合計	23,586,138	16,081,855	160,800	39,507,193	25,394,055	14,113,138	

## 皆さん「事業承継」の準備は進んでいますか？



事業承継の取組は、後継者の育成も含めると5年から10年かかるとされており、早期かつ計画的な取り組みが必要です。

**経営者の皆さんは60歳を過ぎたら準備をはじめましょう。**

まずは、高知県事業承継・引継ぎ支援センターやお取引金融機関、顧問税理士などにご相談ください。

専門家のサポートを受けながら、補助金や融資制度等の支援制度を活用し、徐々に事業を引き継いでいくことをお勧めします。

### 高知県事業承継・引継ぎ支援センター

TEL:088-802-6002

〒780-0870 高知市本町4-1-32(こうち勤労センター4階)

公的な無料相談窓口です。  
お気軽にお問い合わせください。

### 高知県商工労働部経営支援課 事業承継・診断担当

TEL:088-823-9697

E-mail:150401@ken.pref.kochi.lg.jp

事業承継に関する  
補助金や融資制度は  
こちら



## 出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- ・開設日：令和5年12月21日(木曜日)
- ・開設時間：午前10:00～午後12:00まで
- ・開設場所：三原村役場・第三会議室

出張相談は完全予約制となりますので、必ず事前の予約をお願いいたします。予約のない方はお断りをさせていただきますのでご了承ください。

ご予約は日本年金機構 電話 (0880-34-1616) までご連絡ください。

### 相談時に必要なもの

- ・年金手帳
- ・写真付きの身分証明書等 (運転免許証推奨)
- ・年金証書
- ・その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて委任状と写真付きの身分証明書等 (代理で来られる方のもの) が必要です。委任状が必要な方は三原村住民課までご連絡ください。

## 中村税務署からのお知らせ 消費税インボイス制度等説明会について

説明会の名称	開催日時	開催場所	定員
インボイス制度説明会 (登録要否相談会)	令和5年12月14(木) 13:30~14:30	中村税務署 四万十市中村新町4丁目4	15名

説明会は事前予約制ですので、事前にお問い合わせ先まで申込みをお願いします。

説明会終了後、【登録の要否】や【インボイスの作成方法】等、インボイス制度に関する相談を希望される方を対象に登録要否相談会を開催し対応させていただきます。

詳しくはお申込みの際に職員までお問い合わせください。

お問い合わせ先

中村税務署  
個人課税部門

電話：0880-35-2135

お問い合わせいただく際は、  
自動音声案内に沿って  
「2」を選択してください

## 国税相談専門ダイヤル開設

現在、国税に関するご質問やご相談については、国税局の電話相談センターで対応しております。従来、税務署に電話していただき、音声ガイダンス案内により「1」を選択していただいていたのですが、令和5年11月1日(水)より電話相談センターへ直接つながる全国統一の相談専門ダイヤルを開設しましたので、ぜひご利用ください。

なお、国税の相談については、国税庁HPのチャットボットやタックスアンサーも充実しておりますので、こちらも引き続きご利用ください。

\*書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話相談センターでの解決が困難な相談については、引き続き税務署にて事前予約にて相談を受け付けております。

また、中村税務署では、資産税(贈与税及び相続税)担当職員が常駐しておりませんが、事前予約が無い場合、面接相談での対応はいたしかねますのでご了承ください。

【国税相談専門ダイヤル】

0570-00-5901(全国一律料金)

受付時間 平日8:30~17:00(土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

# 令和5年度 広域検診のお知らせ

1 実施日：令和6年2月24日(土)

2 会場：総合保健協会 幡多検診センター(宿毛市山奈町芳奈3-9)

## 3 検診の種類及び料金

がん検診	対象年齢	料 金
①胃がん	40歳から対象	100円(40～69歳)、無料(70歳以上)
②肺がん	40歳から対象	100円(40～64歳)、無料(65歳以上)
③大腸がん	40歳から対象	100円(40～69歳)、無料(70歳以上)
④子宮頸がん	20歳から対象	100円(20～69歳)、無料(70歳以上)

※令和5年度の乳がん検診については、別日に医療機関や健診センターで受診することができますが、料金は全額自己負担(無料クーポン券発送者は除く)となります。

詳細につきましては、受診予定機関へお問合せください。

なお、令和6年度の村の集団検診や広域検診では、下記の料金で受診できます。

乳がん検診(料金 40～69歳：100円、70歳以上：無料)

## 4 対象者

令和5年度に広域検診で実施するがん検診(上記3①～④)を受診していない方

## 5 申込開始日

令和6年1月9日(火)

※申込締切日は、実施日(上記1)の2週間前となります。ただし、定員に達した場合は受付を終了する場合がありますので、早めの申込をお勧めします。

## 6 申込方法

対象者から公益財団法人高知県総合保健協会に直接電話で申し込んでください。

申込先：高知県総合保健協会

電話番号：088-831-4351(お申込専用ダイヤル)

受付時間：平日の8：30～17：00(昼休みなし)



# 火災 救急は119



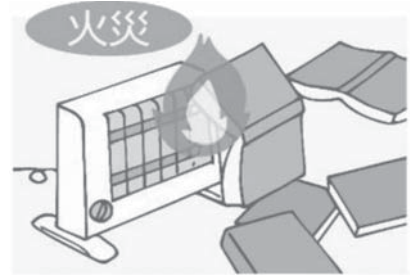
～火を消して 不安を消して つなぐ未来～

## 年末の大掃除の機会にできる防災対策

年末が近づき、気持ちよく新年を迎えるため大掃除をする方がいらっしゃると思います。その機会に地震や火災に備え、家具の転倒対策や電化製品の点検を行ってみませんか？

### 家具の転倒で起こる危険

家具類が倒れて下敷きになったり、上から落ちてきた物にぶつかったり、割れた食器やガラスでケガをする危険。出入口付近にある家具が倒れ、転倒した家具が扉や窓をふさぎ逃げられなくなる危険。また、この時期には暖房器具を使用するご家庭も増えます。家具類が転倒・落下することによって暖房器具の近くに燃えやすい本や衣類等が落ち、火災が発生する危険があります。



これらを防ぐために、出入口付近や避難経路に家具を置かない、または家具の固定や置く向き of 工夫が非常に大切です。大掃除の機会に是非ご検討ください。

### 電化製品の点検について

家庭で起こる電気火災の出火原因は電化製品の維持管理不適や取扱い方法の不適が大半を占めています。電化製品を使用する前に異常がないか点検を行うことで電気火災を予防できます。大掃除の機会に電化製品の点検も行ってください。

#### チェック項目

- ・コード部分を束ねたままや、ねじれたままの状態で使用していないか？
- ・コード部分がひび割れや、破損していないか？
- ・コンセントの差し込み口にホコリが溜まっていないか？ など・・・

#### 住宅用火災警報器を付けましょう！

現在、すべての住宅に住宅用火災警報器設置義務があります！

##### 設置義務

- 寝室  
必ず寝室に使う部屋すべてに設置してください！
- 階段  
2階以上に寝室があれば階段にも設置が必要です！

##### 任意設置

- 台所  
設置義務はありませんが、あると安心です。設置する場合は「熱式」の設置をおすすめします。



住宅用火災警報器に関するお問い合わせは・・・

幡多西部消防組合 三原分署 予防係 TEL 0880-46-2629

# ☆三原村奨学資金の貸与のご案内☆

本村では、村内在住で勉学する意欲がありながら経済的な理由で就学が困難な方に学資を貸与して人材育成することを目的として、奨学資金の貸与を行っています。

ご希望があれば、下記をご確認のうえ申請をお願いします。

## ○貸与要件

次に掲げる要件を備えている者に対し貸与する。

- ①高等学校等に在学する生徒であって、当該貸与年度4月1日現在保護者(当該生徒が成年者である場合にあっては、当該生徒)が三原村に1年以上在住し、なお引き続き3年以上在住することが認められる者
- ②経済的な理由により就学が困難な者として規則で定める者
- ③奨学資金の返還が確実と認められる者

※規則で定める者とは、奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護法に基づく保護を受けた世帯に属する者

## ○貸与月額(無利子)

区 分	金 額
高等学校、高等専門学校3年終了までの学生	25,000
高等専門学校4年生以上及び専修学校、短期大学	35,000
大学生	50,000

## ○申請書類

- ①貸与願い書類一式
  - ②住民票(世帯全員)
  - ③出身学校長の推薦調書
  - ④申請者と生計を一にする者全員の収入を証する書類(収入額の記載のある所得証明等)
- ※奨学生決定後、①在学証明書の写し ②本人名義の預金通帳の写し を提出していただきます。

## ○資金振込み月

4月、8月、12月(4ヶ月分ずつ)

## ○返還について

返還は、学校卒業後6ヶ月を経過した後、10年以内に奨学資金を返還すること。

## ○申し込み締め切り

令和6年2月末日

※期限を過ぎての申込は受付いたしませんのでご了承ください。

## 【問い合わせ先】

三原村教育委員会(0880-46-2559)

# 世界人権宣言 75 周年 12月4日から10日までは人権週間です。

基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々などが達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されました。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

このことから、法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言採択の翌年の昭和24年(1949年)以来、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところです。

そこで、本年も、12月4日から同月10日までの1週間を「第75回人権週間」と定め、各種啓発活動を実施しようとするものです。

高知地方法務局及び高知県人権擁護委員連合会においても、今年度の人権週間行事のひとつとして、県内の主要箇所ですべて「特設人権相談所」を開設し、DV、セクハラ、ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰などこどもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待、その他くらしの悩みごと等、人権に関する御相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

お気軽に、最寄りの「相談窓口」を御利用ください。

※お問い合わせは、最寄りの法務局又は市町村の担当窓口又は人権擁護委員まで。

## 幡多広域消費生活センター便り 訪問販売によるリフォーム工事でのトラブル増加！

### 【事例】

訪問してきた事業者が「トタンの釘が浮いているので修理をした方がよい。外壁の下の部分だけでも、塗装工事をしてはどうか」と言われた。作業内容の説明を受け、外壁の塗替えと釘を打ち込む作業を75万円でもらうことにした。見積書をもらいその日のうちに契約し、後日、工事終了後に現金で支払を済ませた。1週間後、外壁の塗り残しや釘が出たまま放置された箇所が複数あることを確認し事業者と連絡したが、見に行くと言ったきり、1か月が過ぎても来訪も連絡もない状態が続いている。どうしたらよいか。(80代 男性)

### 【アドバイス】

- ・訪問してきた事業者が提示する金額が妥当な金額か判断するために、複数の事業者から見積もりを取り、比較検討をしましょう。建物を施工してくれた事業者と相談してみるのも良いでしょう。
- ・契約するときは契約内容をしっかり確認しましょう。また、工事終了後は事業者と一緒に現場を確認し、名刺や契約書等は保管しておきましょう。
- ・事業者が突然訪問してきて契約を勧める「訪問販売」は、クーリング・オフの対象となっています。不安に感じたり困ったときには、すぐに消費生活センター(消費者ホットライン「188(いやや)」)に電話しましょう。

(高知県立消費生活センター 地域見守り情報 第193号)

### 幡多広域消費生活センター

〒787-0012 四万十市右山五月町8番13号(アピアさつき2階駐車場西側)  
TEL:0880-34-8805 FAX:0880-34-8809 消費者ホットライン:188  
〈相談受付〉月～金曜日(祝日及び年末年始を除く)9:00～12:00 / 13:00～17:00



## 国際交流員の

\*\*\*\*\*

# コーディネーター・ロビンソンです!

vol.2

こんにちは。三原に来てからもう数ヶ月が経ちましたね。村内で様々な体験が出来てありがたいです。11月に柚ノ木の太刀踊りに参加するのはものすごく楽しかったです。太刀踊りは1番から9番まで覚えにくかったですが、柚ノ木の人たちと一緒に踊れてうれしいです。

村外でも様々なことを体験することが出来ました。四国八十八箇所の金剛福寺と延光寺に行けました。金剛福寺で御朱印帳を買ったので、これからも四国八十八箇所のお寺にたくさん行きたいと思います。

知っている方が多いと思いますが、僕は旅行が趣味です。日本に住んでいる間にできるだけ日本を旅行したいです。9月に東京を旅行しました。東京に住んでいる友達と遊んだり、美味しい料理を食べたり、久しぶりに都会を感じたりしました。10月に京都と奈良を旅行しました。京都に行ったことがありましたが、奈良は初めてでした。京都で色々なお寺や神社に行ったり鴨肉を食べたりしました。奈良で鹿にエサをあげたり、お寺に行ったりしました。京都で行ったところの中で、一番好きだったのは永観堂というお寺で、紅葉の名所として知られているのでまた秋に行きたいと思います。奈良で行ったところの中で、一番好きだったのはやはり東大寺です。

今年三原に来る前に2回日本へ旅行しに行ったことがあります。2018年に初めて家族と来ました。九日間で東京、富士山、名古屋、京都、大阪と広島に行きました。この旅行は人生を変えたと言っても過言ではありません。その後日本人の交換留学生と約1年間一緒に住んでいて、大学に入ってから日本語を専攻したので、日本に留学しに行く予定がありましたが、コロナ禍で行けなくなりました。ですが、2022年末に再び旅行をすることができました。この時、一週間ぐらい横浜に住んでいる友達の家泊まって横須賀や鎌倉等、神奈川県を観光しました。その後、自分一人で京都と松山に観光をしに行きました。松山はそれまで行ったことがあった日本の都市で一番好きだったので、国際交流員の申し込みで、四国への配属を願いました。この願いが叶ってありがたいです。

これからの旅行を楽しみにしています。



## 村民交流バドミントン大会



10月6日(金)、農業構造改善センターホールにて第2回村民交流バドミントン大会が開催されました。

6チーム12名による総当たり戦は熾烈を極め、華麗なラリーとシャトルが応酬し、大盛況の内に閉会しました。

優勝杯を手にしたのはチーム「カロリーは旨味！」でした。

## みはら音楽フェスティバル

日時:令和6年1月20日(土)10時~11時

会場:三原村農業構造改善センターホール

入場料:無料

出演:バイオリニスト 徳弘悟司

主催:三原村教育委員会

高知市を拠点に活動するバイオリニスト、徳弘悟司さんをお迎えして、村民向けコンサートを開催いたします。

子どもさんからご高齢の方まで、幅広い年代の方々に楽しみいただけるプログラムをご用意して、村民の皆様のご来場をお待ちしております。

### プログラム

- 1 ヴァイオリンとヴィオラのための二重奏曲 ト長調
- 2 紅蓮華
- 3 焰
- 4 糸
- 5 情熱大陸

このほか、三原村の学生との合唱・合奏を計画しております♪

○プログラムは変更になる場合があります。ご了承ください。

## 幡多法人会から小学校へライフジャケットの寄贈

地域内の法人で組織され社会貢献活動などを行っている幡多法人会三原支部から、令和5年10月6日、小学校にライフジャケット24着が寄贈されました。

写真は沢良木基希支部長から嵐校長への贈呈式の様子です。

いただきましたライフジャケットは、あゆの放流体験や水生生物調査等の河川や海辺での体験活動の際に、子どもたちの安心・安全な装具、命を守る必需品として大切に活用させていただきます。

関係者の皆様、本当にありがとうございました。



# 宮ノ川集会所完成

令和5年5月から建設を進めておりました宮ノ川集会所が、令和5年10月31日に落成いたしました。地域の新しいコミュニティの中心として様々な機会にご利用ください。



## 放送大学に入学しませんか

放送大学はテレビ・インターネットで授業を行う正規の大学です。働きながら大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で、幅広い年代や職業の人達が学んでいます。

大学や大学院の授業を負担の少ない費用で自分のペースで受けることができます。

この機会にあなたも放送大学で学んでみませんか。

### ～教養学部のご紹介～

- ・学力試験はありません。
- ・15歳以上ならば誰でも選科履修生・科目履修生として入学でき、300科目以上の中から好きな科目を1科目から学べます。
- ・18歳以上で大学入学資格をお持ちの方は誰でも全科履修生として入学でき、卒業すると学士の学位を取得できます。

学生の種類	入学料	授業料
科目履修生（6ヶ月在学）	7,000円	
選科履修生（1年間在学）	9,000円	1科目（2単位）12,000円
全科履修生（4年以上在学、卒業を目指す）	24,000円	

現在2024年4月入学生を募集しており、資料を進呈いたします。お気軽にお問合わせください。

【出願期間】第1回：2023年11月26日～2024年2月29日

第2回：2024年3月1日～3月12日

資料請求・お問合わせ：放送大学高知学習センター

〒780-8072 高知市曙町2-5-1（高知大学内） TEL088-843-4864



## 当直医療機関

休日当直日	四万十市	宿毛市	土佐清水市
12月31日(日)	竹本病院 0880-35-4151	筒井病院 0880-66-0013	渭南病院 0880-82-1151
1月 1日(月)	温クリニック四万十 0880-34-8280	いなげ胃腸科内科 0880-62-1113	松谷病院 0880-82-0001
1月 2日(火)	四万十市民病院 0880-34-2126	大井田病院 0880-63-2101	渭南病院 0880-82-1151
1月 3日(水)	吉井クリニック 0880-34-5005	川村内科クリニック 0880-66-2911	渭南病院 0880-82-1151

## 幡多地区年末年始休日救急歯科診療 当番医療機関

12月30日(土)	にいや歯科	四万十市具同2241-5	0880-37-4182
12月31日(日)	本田歯科	四万十市中村本町1-4	0880-34-1182
1月 1日(月)	町田歯科	四万十市中村東下町23	0880-35-3315
1月 2日(火)	ながおか歯科医院	幡多郡大月町弘見2103-2	0880-73-1818
1月 3日(水)	平井歯科医院	宿毛市高砂22-11	0880-65-7107

※診療時間：午前9：00～12：00

変更の場合がありますので、受診前に電話連絡等でご確認下さい。

### 年末・年始に備え、お薬の確認をお願いします

皆様、何かと忙しい師走を迎えられていることと思います。

忙しさのあまりに受診を忘れてしまうと、大切なお薬を切らせてしまうかもしれません。

安心して新年を迎えられるよう、ゆとりをもった早めの受診をお願いいたします。

不明な点は診療所まで問い合わせください。

問い合わせ先：三原村国保診療所 【TEL】 0880-46-2011



# 年末年始の家庭ごみ・資源ごみの収集日について

A地区(下切・亀ノ川・広野・柚ノ木・皆尾・芳井・下長谷)

B地区(宮ノ川・来栖野・上下長谷・上長谷・狼内・成山・星ヶ丘)

年内最終の収集日	A地区	12月28日(木)
	B地区	12月29日(金)
年始最初の収集日	A地区	1月 4日(木)
	B地区	1月 5日(金)
粗大ごみ		1月 8日(月)
かん・びん		1月10日(水)
紙・ペット		1月17日(水)

※各収集日の朝8時までにルールを守って出してください。

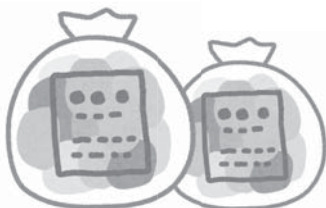
## 幡多クリーンセンター直接持ち込みについて

~12/28	通常搬入	9:00~12:00 13:00~16:30
12/29・12/30	特別搬入	9:00~12:00 13:00~ <b>16:00</b>
12/31~1/3	冬季休業	
1/4~	通常搬入	9:00~12:00 13:00~16:30

【お問い合わせ】

住民課 保健衛生係 46-2111

幡多クリーンセンター 0880-31-2600



# 祝・長寿！！ 祝・金婚式！！

9月1日を基準として、88歳(米寿)、99歳(白寿)、100歳を超える方、及びご結婚50年を迎えるご夫婦に対して、村長から記念品が贈呈されました。



## 金婚式の 皆さま



100歳以上	3名
99歳(白寿)	1名
88歳(米寿)	13名

## どぶろく 農林文化祭

